

# 確定申告が 始まります

◆問い合わせ  
税務課市民税係（名寄庁舎2階）  
☎01654③2111(内線3201~3203)

## 所得税・消費税などの 確定申告

「確定申告書」は、自分で作成し、名寄税務署窓口にて持参、または郵送でお早めに提出ください。

また、自宅のパソコンなどで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成することができるとともに、マイナンバーカードを利用してe-Taxで送信することもできます。その場合は本人確認書類を別途送付する必要があります。

### 確定申告指導・申告書の受付期間

- 所得税 2月16日(金)～3月15日(木)
- 贈与税 2月1日(木)～3月15日(木)
- 消費税等 4月2日(月)まで

### 申告会場・時間

名寄税務署 会議室(2階)  
9時～16時(土・日・祝日を除く)  
☎01654②2157

### 所得税の確定申告が必要な方

① 公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある方、年金収入金額が400万円を超える方や事業所得、不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方

※ 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告不要ですが、外国の法令に基づく公的年金などを受給している方は確定申告が必要です。また、確定申告が不要でも住民税の申告が必要な場合があります。

② 年末調整した給与以外の所得が20万円を超える方

③ 給与を2力所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入と給与以外の所得の合計金額が20万円を超える方

④ 源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする方

⑤ 雑損失や株式の損失など、翌年以降に繰り越すことができる損失がある方

## 住民税の申告

住民税の申告相談を開催します。申告が必要と思われる方には「案内はがき」で相談日をご案内します。案内はがきと関係書類を持参してください。「案内はがき」が送付

されなかった方でも申告の必要がある場合は来庁ください。

### 申告受付期間

2月16日(金)～3月15日(木)

### 申告場所

■ 税務課市民税係  
(名寄庁舎2階)

■ 地域住民課総務・税務係  
(風連庁舎1階)

※ 申告の受け付けは土・日・祝日を除く

※ 申告受け付け資料などの都合により、住所が「名寄市風連町」の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いします。

### マイナンバーの記載・確認が必要です

申告書に個人番号(マイナンバー)の記載と番号確認・身元確認が必要になります。

また、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除(16歳未満の扶養含む)・専従者がある場合は、それぞれの方の個人番号の記載も必要です。

※ 個人事業者で開業届出書・確定申告書などを提出の際にマイナンバー法上の本人確認を行っている方は、身元確認のみです。

### 申告に必要なもの

- ① 案内はがき、印鑑
- ② 番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票)、身元確認書類(運転免許証など顔写真入りものは1点、健康保険証や年金手帳など顔写真

のないものは2点  
※ マイナンバーカードは身元確認もできません。

③ 給与・年金などの源泉徴収票(原本)、報酬・料金などの支払調書

④ 営業所得等がある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費などの明細書(申告内容によっては税務署で申告していただく場合があります)

⑤ 生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険などの控除証明書

⑥ 医療費(薬代含む)等の明細書および生命保険や高額医療費などで補填された金額のわかるもの

⑦ セルフメディケーション税制の明細書、健(検)診などを受けたことを明らかにする書類(詳細は8ページ)

⑧ 社会保険料(国民年金保険料等の控除証明書、各種健康保険料・介護保険料等の領収書など)

⑨ 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神保健福祉手帳など

⑩ 国外に居住する親族の扶養控除等の書類

⑪ 所得税の還付申告の場合は振込先口座(本人名義)のわかるもの

※ ⑥ 医療費控除と⑦ スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)は重複して控除対象とすることはできません。

## 確定申告が始まります

本人と扶養親族等の合計人数(※1)	65歳以上の方 (昭和28年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方 (昭和28年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)
1人	28万円	148万円	28万円	98万円
2人	73万円	193万円	73万円	147万3,334円
3人	101万円	221万円	101万円	184万6,667円
4人	129万円	249万円	129万円	222万円

(※1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

### 個人市・道民税の非課税限度額

住民税の決定について  
 今回の申告により平成30年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月10日頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月11日頃になります。  
 申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

## 市・道民税の申告フローチャート

### スタート!

「所得税の確定申告が必要な方」に該当しますか？(右ページ参照)

税務署・市役所税務課・e-Taxなどで所得税の確定申告を行ってください。所得税の確定申告を行った場合、市・道民税の申告は必要ありません。

次のとおり進んでください  
 はい →  
 いいえ →

平成30年1月1日、本市に住所(住民登録)がありましたか？

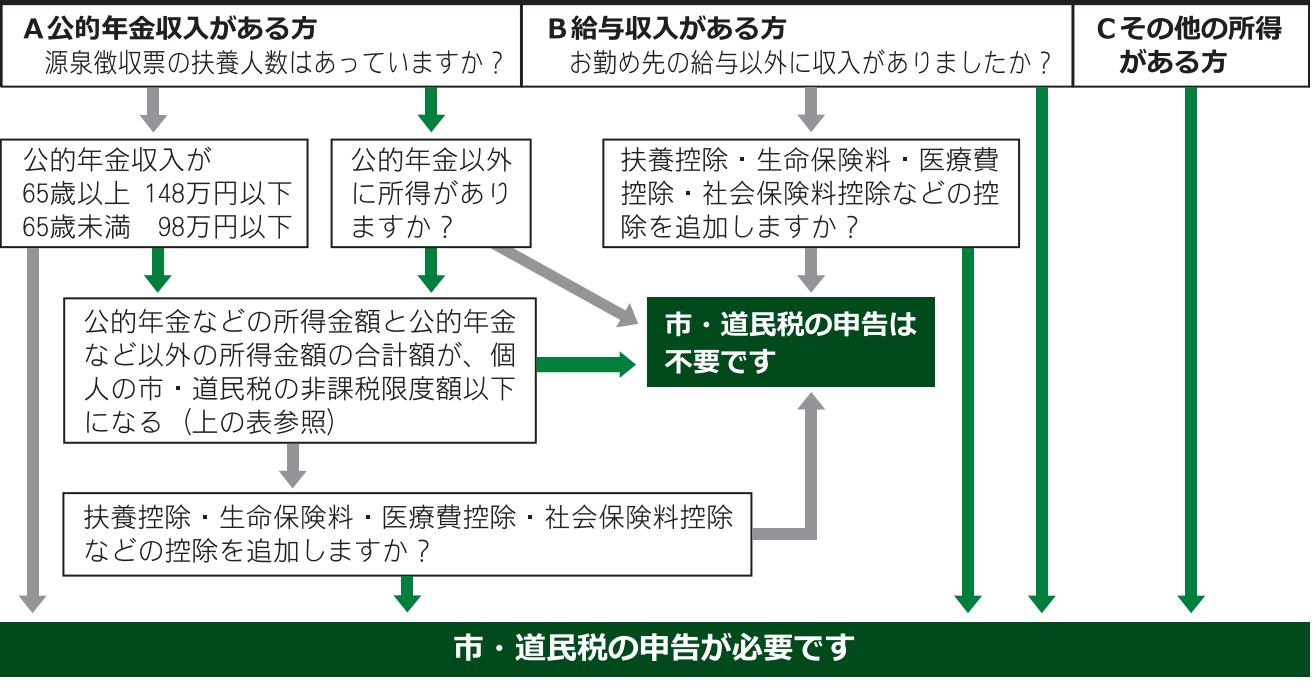
名寄市への申告は必要ありません。(平成30年1月1日現在の住所地で申告してください)

平成29年1月1日から同年12月31日までに収入がありましたか？

※市・道民税は非課税になるため、市・道民税申告の必要はありませんが、税証明が必要な場合や国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などが必要な場合は、税金がかからなくても申告が必要です。

収入は障害年金・遺族年金・失業給付金などの非課税所得のみですか？

### どのような収入状況がありましたか？ 次のA～Cからお選びください。



## 個人住民税の税制改正

**平成29年分確定申告・平成30年度分住民税申告から適用される主な変更点**

■給与所得控除の見直し  
(上限額の引き下げ)

給与収入1000万円を超える場合の給与所得控除額が220万円に引き下げられました。

	給与所得控除の上限額	上限額が適用される給与収入
平成25～27年分確定申告 (平成26～28年度分住民税申告)	245万円	1,500万円
平成28年分確定申告 (平成29年度分住民税申告)	230万円	1,200万円
平成29年分以降確定申告 (平成30年度分以降住民税申告)	220万円	1,000万円

■医療費控除の添付書類

医療費の領収書の添付が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

※2019年(平成31年)分確定申告(2020年度分住民税申告)までは、明細書の代わりに医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

■スイッチOTC薬控除  
(医療費控除の特例)

2021年(平成33年)分確定申告(2022年度分住民税申告)までスイッチOTC薬控除が適用になり、控除を受ける年分に各種健(検)診や予防接種などを受けている方が、自己や自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払ったスイッチOTC医薬品の購入費で、1万2000円を超える部分の金額(上限8万8000円)について控除されます。

申告時には、スイッチOTC医薬品の名称、購入額、販売者の氏名や名称などを記載した「セルフメディケーション税制の明細書」を添付するほか、健(検)診などを受けたことを明らかにする書類も添付または提示してください。また、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※2019年(平成31年)分確定申告(2020年度分住民税申告)までは、明細書の代わりに領収書などの添付または提示によることもできます。  
※健(検)診などにかかった費用は、控除の対象にはなりません。  
※医療費控除とスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)は重複して控除対象とすることはできません。※申告後に控除の適用を変更することはできません。

■住宅借入金等特別控除の適用期限の延長

消費税率の10パーセントへの引き上げ時期が2019年(平成31年)10月に変更されたことを受け、住宅借入金等特別控除の適用期限が2021年(平成33年)12月31日に延長されました。

## 所得税・住民税の控除

**対象者は認定書または確認書を  
持参のうえ申告を**

次の対象者またはその対象者を扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができます。

■障害者控除対象者認定書

次に該当する方に発行します。  
①65歳以上で要介護認定を受けている方  
②65歳以上で、6カ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

■おむつ使用確認書  
(医療費控除対象)

要介護認定を受け、次の3つの条件全てに該当する場合で、おむつ使用の必要性が確認される方に発行します。

申請時には、前年のおむつ使用証明書の写し、または、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年以降であることが確認できる書類の写しが必要になります。

①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方

②おむつを使用した当該年に作成した主治医意見書がある方

③主治医意見書の内容で「寝たきりの状態であること」および「尿失禁の可能性があること」の2点が確認できる方

■申請窓口

高齢者支援課(名寄庁舎2階)  
地域住民課(風連庁舎1階)

■問い合わせ

高齢者支援課(名寄庁舎2階)  
01654③2111  
(内線3234、3236)

## 国民健康保険のお知らせ

**医療費控除の前に  
高額療養費の支給手続きを**

平成29年12月診療分の高額療養費の支給手続きは、2月下旬にご案内する予定です。医療費控除で領収書を使用する際は、払い戻しの手続きが済んでから確定申告をお願いします。

なお、支給対象と思われる方で案内が届かない場合は、確定申告前にお問い合わせください。

■問い合わせ

市民課国保高齢医療係  
(名寄庁舎1階)

01654③2111  
(内線3118)